

# お 知 ら せ

**10月1日から診察代および薬価等  
が改定され、窓口での支払額が  
変わりますのでご了承ください。**

- ・厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。
- ・令和元年10月1日から消費税が10%になることに伴い、診療報酬の一部が引き上げられています。

☆引き続き受診される方も、毎月1回必ず、窓口で被保険者証等を提示してください。  
提示がない場合は、保険診療を受けることはできなくなり、診療費全額をお支払い  
いただきますのでご了承願います。

**令和元年10月1日**

**滋賀県医師会**